

株式会社シスコ・アセット・マネージメント  
代表取締役 平山 貴雄 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年4月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）西院駅前商業ビル  
京都市右京区西院東淳和町1-1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

- 3 附帯意見

駐輪場が建物地下2階にあることから，店舗周辺への駐輪が懸念されるため，運用面で交通整理員の配置等による啓発や店舗敷地内へ円滑に誘導する等の対策を講じることが望まれます。

荷さばき施設については，荷さばき車両の入出庫時におけるバス利用者や通行者の安全確保のため，一層配慮することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域にあたる。

周辺の状況は、北側に医院及び住居等、東側は西大路通を隔てて社寺及び交番、西側に飲食店及び住居があり、南側は四条通を隔てて阪急西院駅がある。

また、当該地域は放置車両が多く見られ、京都市自転車等放置防止条例に基づく自転車等撤去強化区域に指定されている。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗規模や附属施設について、来店予測についての質問や駐輪対策、地域との問題解決に向けた話し合いについて等の意見が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

#### （1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、契約駐車場ではあるが、利用状況から指針に基づく台数が確保可能であると考えられる。また、設置場所については、バス利用者や歩行者の安全確保のためにも、隔地契約駐車場としており、周辺環境に与える影響は少ないと考える。

#### （2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。しかし、駐輪場が建物地下2階にあることから、店舗周辺への駐輪が懸念されるため、交通整理員の配置等による啓発や店舗敷地内へ円滑に誘導する等の対策を講じることが望まれる。

#### （3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断されるが、荷さばき車両の入出庫時におけるバス利用者や通行者の安全確保のため、一層配慮することが望まれる。

#### （4）騒音について

計画地及びその周辺は、商業地域、準工業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

( 5 ) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

( 6 ) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、関係機関から要請があった場合、協力できる内容を行う旨の意思表示がなされている。

また、営業時間終了後は、施設の施錠や防犯カメラの設置等により、防犯及び非行防止に努める旨を表明しており、警備員を24時間常駐させることも検討している。

そのほか、屋外照明等は照明の強さや向き等、周辺環境に影響が生じないよう配慮する旨を表明している。

これらのことから、周辺の地域的生活環境に与える影響は少ないと判断される。